

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月12日

青森県知事 三村 申吾 殿

提出者

住所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字上尾駒 22-252

氏名 日扇総合開発 株式会社

代表取締役 鮎川 英夫

電話番号 0175-73-2005

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 事業場の名称  | 日扇総合開発 株式会社               |
| 事業場の所在地 | 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字上尾駒 22-252 |
| 計画期間    | 令和5年4月1日～令和6年3月31日        |

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

|                  |                               |
|------------------|-------------------------------|
| ① 事業の種類          | 生コンクリート製造・販売                  |
| ② 事業の規模          | 生産量 12000 m <sup>3</sup> /年平均 |
| ③ 従業員数           | 11名                           |
| ④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 | 別紙1による                        |



(日本工業規格A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| ① 現状 | 【前年度（令和4年度）実績】                        |         |          |
|------|---------------------------------------|---------|----------|
|      | 産業廃棄物の種類                              | 汚泥      | コンクリートくず |
|      | 排出量                                   | 222.05t | 716.37t  |
|      | (これまでに実施した取組)<br>戻りコンクリートでブロックを製作し再利用 |         |          |
| ② 計画 | 【目標】                                  |         |          |
|      | 産業廃棄物の種類                              | 汚泥      | コンクリートくず |
|      | 排出量                                   | 500t    | 850t     |
|      | (今後実施する予定の取組)<br>コンクリートブロックを製作する      |         |          |

産業廃棄物の分別に関する事項

| ① 現状 | (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)    |
|------|-------------------------------|
|      | 産業廃棄物の種類べつに仕切りを設けて保管          |
| ② 計画 | (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) |
|      | 現状を維持                         |

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

|                  |                       |    |          |
|------------------|-----------------------|----|----------|
| ① 現状             | 【前年度（令和4年度）実績】        |    |          |
|                  | 産業廃棄物の種類              | 汚泥 | コンクリートくず |
|                  | 自ら再生利用を行った<br>産業廃棄物の量 | 0t | 500t     |
| (これまでに実施した取組)    |                       |    |          |
| コンクリートブロックとして再利用 |                       |    |          |
| ② 計画             | 【目標】                  |    |          |
|                  | 産業廃棄物の種類              | 汚泥 | コンクリートくず |
|                  | 自ら再生利用を行う<br>産業廃棄物の量  | 0t | 500t     |
| (今後実施する予定の取組)    |                       |    |          |
| コンクリートブロックとして再利用 |                       |    |          |

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

|               |                      |    |          |
|---------------|----------------------|----|----------|
| ① 現状          | 【前年度（令和4年度）実績】       |    |          |
|               | 産業廃棄物の種類             | 汚泥 | コンクリートくず |
|               | 自ら熱回収を行った<br>産業廃棄物の量 | —t | —t       |
| (これまでに実施した取組) |                      |    |          |
| ② 計画          | 【目標】                 |    |          |
|               | 産業廃棄物の種類             | 汚泥 | コンクリートくず |
|               | 自ら熱回収を行う<br>産業廃棄物の量  | —t | —t       |
| (今後実施する予定の取組) |                      |    |          |

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

| ① 現状          | 【前年度（令和4年度）実績】                    |    |          |
|---------------|-----------------------------------|----|----------|
|               | 産業廃棄物の種類                          | 汚泥 | コンクリートくず |
|               | 自ら埋立処分又は<br>海洋投入処分を行った<br>産業廃棄物の量 | —t | —t       |
| (これまでに実施した取組) |                                   |    |          |
| ② 計画          | 【目標】                              |    |          |
|               | 産業廃棄物の種類                          | 汚泥 | コンクリートくず |
|               | 自ら埋立処分又は<br>海洋投入処分を行う<br>産業廃棄物の量  | —t | —t       |
| (今後実施する予定の取組) |                                   |    |          |

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

| ① 現状          | 【前年度（令和4年度）実績】                    |         |          |
|---------------|-----------------------------------|---------|----------|
|               | 産業廃棄物の種類                          | 汚泥      | コンクリートくず |
|               | 全処理委託量                            | 222.05t | —t       |
|               | 優良認定処理業者への<br>処理委託量               | —t      | —t       |
|               | 再生利用業者への<br>処理委託量                 | —t      | 716.37t  |
|               | 認定熱回収業者への<br>処理委託量                | —t      | —t       |
|               | 認定熱回収業者以外の<br>熱回収を行う業者への<br>処理委託量 | —t      | —t       |
| (これまでに実施した取組) |                                   |         |          |

## (第5面)

| 【目標】                              |      |          |
|-----------------------------------|------|----------|
| 産業廃棄物の種類                          | 汚泥   | コンクリートくず |
| 全処理委託量                            | 500t | t        |
| 優良認定処理業者への<br>処理委託量               | t    | t        |
| 再生利用業者への<br>処理委託量                 | t    | 850t     |
| 認定熱回収業者への<br>処理委託量                | t    | t        |
| 認定熱回収業者以外の<br>熱回収を行う業者への<br>処理委託量 | t    | t        |
| (今後実施する予定の取組)                     |      |          |
| ※事務処理欄                            |      |          |

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。  
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。  
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。  
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。  
4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。  
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。  
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。  
7 ※欄は記入しないこと。

## 別紙1

## 産業廃棄物の処理工程

|      | 汚泥  | コンクリートくず  |
|------|---|---|
| 発生   | バッチャープラント洗浄水<br>トラックアジテータ洗浄水                                  | 戻りコンクリート<br>品質管理試験残コン                                     |
| 中間処理 | 沈殿槽<br>↓ 分離 ↓<br>回収水 汚泥<br>↓ ↓<br>再利用 汚泥堆積所<br>に堆積し天<br>日にて乾燥 | コンクリートくず保管場所<br>前に敷き均し、硬化後運<br>搬に支障がない程度まで<br>ショベルにて破碎し堆積 |
| 保管   | コンクリートの仕切りで分別し、汚泥とコンクリートくずが<br>混合しないよう産業廃棄物保管場所で保管            |   |
| 搬出   | 汚泥として搬出<br>株式会社 みどり   | コンクリートくずとして搬出<br>大泉運輸 株式会社                                |
| 処理   | 造粒固化処分<br>クリーン環境開発 株式会社                                       | RCとして再利用<br>大泉運輸 株式会社                                     |

## 別紙2

### 廃棄物の管理体制

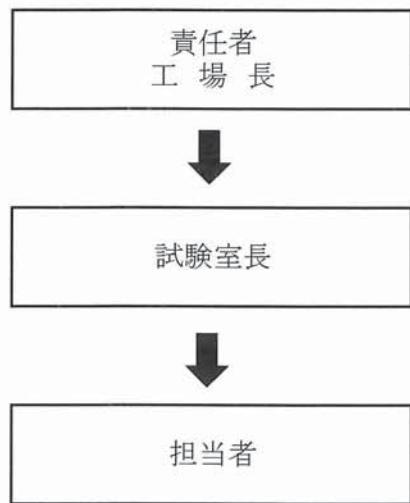
1. 産業廃棄物は適正に処理し、近隣環境を損なわないこととする。

#### 2. 管理体制

管理の責任者は工場長とし、試験室長は維持及び運用に関する業務を行う。

試験室長の補佐に担当者を置く。

表 1 - 1 管理体制図



#### 3. 産業廃棄物の管理

産業廃棄物の管理は、別紙産業廃棄物の処理工程による。